

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

第2準備書面
(通称使用の拡大と限界)

2024（令和6）年9月13日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか24名

原告らは、本書面において、通称使用の拡大とその限界について論じる。
なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第1	はじめに	5
第2	日本社会における通称使用拡大の経緯と現状	6
1	職場における旧姓の通称使用拡大の経緯と現状	6
(1)	民間企業	6
(2)	行政機関	7
(3)	裁判所及び検察庁	8
(4)	国家資格	9
2	公的証明書等における通称使用の経緯と現状	9
(1)	住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書	9
(2)	運転免許証	10
(3)	法人登記簿の役員欄	10
(4)	金融庁への申請書類	10
(5)	特許庁への提出書類	11
(6)	不動産登記簿	11
3	金融機関の預金口座等における通称使用拡大の経緯と現状	11
(1)	旧姓での口座開設に向けた働きかけ	11
(2)	2022（令和4）年の調査結果	12
(3)	旧姓口座の拡大が難航する背景	13
4	証券会社での取引等における通称使用の現状	14
5	民間取引等における通称使用の現状	14
(1)	クレジットカード	14
(2)	住宅ローン（金銭消費貸借契約）	15
(3)	生命保険契約	16
(4)	携帯電話の契約	16

6	外国での旧姓の通称使用の現状.....	17
	(1) パスポートに関する現状.....	17
	(2) 外国での通称使用の弊害と限界.....	18
第3	通称使用は不安定かつ限定的であり、重大な不利益の解消にはならず、新たな弊害も生じさせていること.....	22
1	旧姓の通称使用は法的根拠がなく不安定かつ限定的であること.....	22
	(1) 旧姓の通称使用には法的根拠がないこと.....	22
	(2) 旧姓の通称使用の許否の実情は不安定かつ限定的であること.....	22
	(3) 旧姓の通称使用を実現するための負担は当事者が負うしかないこと.....	24
2	通称使用によって不利益は解消されていないこと.....	26
	(1) 公的証明書における旧姓併記の方法.....	26
	(2) 「通称」であること自体の限界.....	27
	(3) 事実婚を選択するカップルの存在が通称使用によって不利益が解消されていないことを示していること.....	29
	(4) 小括.....	29
3	通称使用によって生じる新たな弊害・不利益.....	29
	(1) 当事者にとっての膨大な手続と精神的苦痛.....	29
	(2) 管理者にとっての管理の煩雑さとコスト.....	30
	(3) 混乱・トラブルなどを誘発すること.....	31
	(4) プライバシーの不必要な開示.....	32
	(5) 小括.....	34
第4	旧姓の通称使用の拡大は夫婦同氏制度の不合理性を基礎づけるものであること.....	35
1	旧姓の通称使用の拡大は夫婦同氏制度の合理性を基礎づけないこと.....	35
2	旧姓の通称使用の拡大は氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すもので	

あること	36
3 旧姓の通称使用の拡大は、氏の家族の呼称としての意義（対外的な公示識別機能）の希薄化を示すものであること。	37
4 小括	40

第1 はじめに

平成27年大法廷判決は、民法750条が憲法24条に違反しない理由の1つとして、「夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益（原告ら代理人注：アイデンティティの喪失感、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を指す。）は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。」と述べ、令和3年大法廷決定もこの判断及び理由を踏襲した。

しかし、婚姻前の氏を通称として使用すること（以下「**旧姓の通称使用**」という。）によって、夫婦同氏制度がもたらす様々な不利益のうち一部が一定程度緩和されているとしても、それはあくまでも任意の便宜的な措置にすぎず、旧姓の通称使用によって氏名に関する人格的利益の喪失がなくなるものではなく、また個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の不合理な結果も生じさせるものであるから、夫婦が別氏を称することを全く認めないことの理由付けにはならない（訴状第5の4（4）等参照）。

そこで本書面では、第2で、旧姓の通称使用の社会的な拡大の経緯と現状を具体的に主張・立証する。次に第3で、旧姓の通称使用には法的根拠がなく不安定かつ限定的であること、特に、旧姓の通称使用の性質上、金融取引等、本人確認の要請が高い場面では導入がしにくく使用可能な場面に限界があること、旧姓の通称使用の拡大が新たな弊害を創出させ、不合理な結果をも引き起こしていることについて論じる。そして第4では、旧姓の通称使用の拡大は、婚姻前の氏を維持することへの社

会的要請の高まりを意味するものであり、それだけ氏名に関する人格的利益の重要性が高まっているといえること、同時に、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制度の合理性の根拠として説明されてきた家族の呼称としての氏の対外的な公示識別機能の希薄性を示すものであって、夫婦別氏の例外を認めない根拠とはならないことについて述べる。

第2 日本社会における通称使用拡大の経緯と現状

1 職場における旧姓の通称使用拡大の経緯と現状

(1) 民間企業

民間企業では、丸井やオリックスなど女性社員の比較的多い戦後の新興企業は、1980（昭和55）年代には、社内の取扱いとして、旧姓の通称使用を認め始めていたといわれている。

民間企業を対象とした2016（平成28）年の通称使用の状況調査によると、「旧姓使用を認めている」又は「条件付きで旧姓使用を認めている」企業の割合の合計は、全体では49.2%、1000人以上の規模の企業では74.6%であり、企業規模が大きくなるほど旧姓の通称使用を認めている割合は高い（甲A115・平成28年度内閣府委託調査「旧姓使用の状況に関する調査報告書」7頁）。

その後、2024（令和6年）5月の経団連会員（会員資格は純資産額1億円以上）に対する調査によれば、役職員について『通称』を認めているかについて、回答した377企業のうち「婚姻・離婚等で戸籍上の姓の変更があっても従来姓を利用する『通称』を認めている」企業が81%、「婚姻・離婚等に関係なく、自由に姓を選ぶことを認めている。」企業が4%、「姓だけでなく名（例：鈴木花子の『花子』の部分）も自由に選ぶことを認めている」企業が5%であり、全体で90%の企

業が役職員について旧姓の通称使用を認めているとの結果が出ている（甲A91・「『企業』における社員の姓（氏）の取扱いに関する調査結果および『女性エグゼクティブ』の姓（氏）の取扱いに関する緊急アンケート結果」2頁）。

上記2つの調査は調査対象が同一ではないため単純比較はできないが、2016（平成28）年から2024（令和6）年にかけての8年間における、民間企業における旧姓の通称使用の広がりを推測させる調査結果となっている。

（2）行政機関

行政機関においても、通産省の工業技術院職員や法制審議会委員等について、早くから個別に旧姓の通称使用が認められていたが、制度化され始めたのは1990（平成2）年代初め頃からといわれている。例えば市町村では、埼玉県新座市、上福岡市、東京都三鷹市等の複数の自治体で職員の旧姓使用取扱要綱等が作成されるようになった。都道府県では、1994（平成6）年に大阪府教育委員会が人事発令も含め教職員の旧姓使用を認め、1997（平成9）年に埼玉県庁で職員の旧姓使用を認めるようになった。

国家公務員（一般職）については、同年頃に文部省（現在の文部科学省）が他の省庁にさきがけて職員の旧姓使用を認めたが、2001（平成13）年10月1日からは、各府省において、職場での呼称や座席表等について旧姓使用が認められることとなった（甲A116・平成13年7月11日付け各省庁人事担当者課長会議申合せ「国の行政機関での職員の旧姓使用について」）。

その後、2017（平成29）年9月1日以降各府省が要綱等で定め

る日より、文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとされた（甲A117・平成29年8月31日付け各府省庁官房長等申合せ「国の行政機関における職員の旧姓使用について」）。これにより、本人が希望すれば、法的効果を伴う行政処分や立入検査など国民向けに出す法令上の文書についても、原則として旧姓の使用を認めることとなった（甲A118・読売新聞2017年9月2日記事）。

（3）裁判所及び検察庁

最高裁判所は、2017（平成29）年9月1日から、職場における呼称と、給与の支給及び共済組合の事務に関する文書を除くさまざまな職場における文書（判決書等の裁判関係文書を含む。）について、希望者は旧姓を使用することができることとした（甲A119・平成29年7月3日付け「裁判所職員の旧姓使用について（通達）」抜粋）。例えば、平成27年大法院判決では、藤井龍子裁判官は長年称した通称の「藤井」ではなく戸籍名の「櫻井」と記載せざるを得なかったが、令和3年大法院決定では、上記の運用により、宮崎裕子裁判官は旧姓の「宮崎」と記載することができるようになった。

最高検察庁も同様に、2017（平成29）年10月1日以降、起訴状等の対外的な文書においても、検察官等の旧姓使用を認めることとした。

その後、旧姓使用者は次第に増え、2023（令和5）年において、裁判官3403人中、旧姓を使用する者は132人（3.9%）（甲A120・最高裁判所事務総局「裁判官の現在員に対する旧姓使用者の割

合」と題する書面)、同年において、検察官 2 7 6 6 人中、旧姓を使用する者は 9 3 人、その他検察庁職員(検察事務官を含む) 9 0 9 9 人中、旧姓を使用する者は 1 7 4 人である(甲 A 1 2 1・法務省刑事局「検察職員のうち、2 0 2 3 年に旧姓で仕事をしている職員数(全体数、うち旧姓使用者数)について」と題する書面)。

(4) 国家資格

2 0 2 3 (令和 5) 年の調査によれば、同年 5 月 3 1 日現在の 3 1 4 の国家資格、免許等における旧姓使用の現状は、以下の結果であった(甲 A 1 2 2・令和 5 年 6 月 3 0 日付け内閣府男女共同参画局「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」)。

- ①資格取得時から旧姓使用ができるもの・・・・・・・・・・ 3 1 1
- ②資格取得後に改姓した場合は、旧姓使用ができるもの・・・・ 3
- ③旧姓使用ができないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0

2 0 2 1 (令和 3) 年の同調査においては、同年 1 0 月 3 1 日時点で、①が 2 3 6、②が 1 4、③が 6 であったので(甲 A 1 2 3・令和 3 年 1 0 月 3 1 日付け内閣府男女共同参画局「各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について」)、国家資格における旧姓使用は令和 3 年大法廷決定後にも急速に進んでいる。

2 公的証明書等における通称使用の経緯と現状

(1) 住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書

2 0 1 9 (令和元) 年 1 1 月より、住民票及びマイナンバーカード(個人番号カード)への旧姓併記が可能となった(住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令)。

ただし、マイナンバーカードでは旧姓は戸籍名に付随して「括弧書きで併記」され、住民票及び印鑑登録証明書では「旧氏」欄に旧姓が記載される「付記」とでもいうべきものにとどまる（甲A124・総務省「住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について」、甲A125・世田谷区長保坂展人「照会事項に対する回答」）。

（２）運転免許証

2018（平成30）年12月、運転免許証における旧姓併記が可能となった（甲A126・警視庁「運転免許証への旧姓併記について」）。

ただし、その態様は、戸籍名に付随して「括弧書きで併記」又は「裏面への旧姓記載」とされている。

（３）法人登記簿の役員欄

2015（平成27）年、商業登記規則の一部を改正する省令等により、法人登記簿の役員欄や清算人欄において、戸籍名に付随して旧姓を括弧書きで併記することができるようになった。

しかし、こうした旧姓の併記によって、当該役員の婚姻に関わる私的な事柄が不必要に公開され、プライバシーが侵害されるという新たな不利益が発生している（詳細は後述第3の3（4）プライバシーの不必要な開示を参照）。

（４）金融庁への申請書類

2016（平成28）年、金融機関が金融庁に対して各種申請をする際の役員の氏名について、戸籍名に「旧姓併記」することができるようになった（金融商品取引業等に関する内閣府令等）。さらに、2017

(平成29)年には、2016年の改正の際のパブリックコメントを反映して、金融商品取引業の登録申請(金融商品取引法29条の2)や金融機関の登録(同法33条の3)等の際に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者について、「氏名」欄に婚姻前の氏名の併記が可能とされている書類について併記ではなく「旧姓のみ」を使用することを可能とする内閣府令等の改正を行った。

(5) 特許庁への提出書類

2021(令和3)年10月より、特許庁に提出する全ての書類における発明者、出願人、審判当事者等の氏名欄において旧姓を併記(括弧書きで記載)することが可能になった(令和3年9月30日経済産業省令第72号)。

(6) 不動産登記簿

2024(令和6)年4月、不動産登記簿における所有権の登記名義人について、旧姓を併記(括弧書きで記載)することができるようになった(甲A127・法務省「所有権の登記名義人への旧氏の併記について(不動産登記関係)」)。

3 金融機関の預金口座等における通称使用拡大の経緯と現状

(1) 旧姓での口座開設に向けた働きかけ

2017(平成29)年7月、政府は全国銀行協会に対し、女性の活躍を後押しするために「可能な限り円滑に」旧姓での口座開設などが行えるよう協力を求めた(甲A128・読売新聞2017年8月23日記事)。

また、内閣に設置された「すべての女性が輝く社会づくり本部」の「女性活躍加速のための重点方針2018」（甲A129）においても、「銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働き掛けを行う」ことが重点項目とされた。

（２） 2022（令和4）年の調査結果

ア しかし、金融機関における旧姓の通称使用の拡大は難航している。

内閣府男女共同参画局と金融庁監督局は、2022（令和4）年3月、銀行125行、信用金庫254金庫、信用組合145組合、労働金庫13金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫を対象に、旧姓による預金口座開設等への対応状況を調査した（甲A130・内閣男女共同参画局・金融庁監督局「旧姓による預金口座開設等に係るアンケート結果概要」）。これによれば、旧姓による新規口座開設を認めている銀行は62.4%であり、3分の1以上の銀行で認められていない。信用組合に至っては、旧姓による新規口座開設を認めているのは11.0%であり、約9割の信用組合で旧姓による新規口座開設が認められていない。

その背景として、旧姓名義口座の開設や維持に対応できない理由として、「マネーロンダリング及びテロ資金供与防止対応に懸念が生じるため」、「システム改修が必要となるため」「旧姓に対応している金融機関と対応していない金融機関における同一人の口座間取引に懸念があるため」などの回答がなされている（甲A130・4頁）。

イ 旧姓による新規の預金口座開設等に応じている金融機関も、積極的な周知はしておらず、実際の個別の口座開設には消極的である（甲A128）。前記調査によれば、旧姓による新規の預金口座開設等に対応している金融機関のうち、旧姓による新規の預金口座開設等に対応している

ことやその際の手続についてホームページ等で周知しているところは、銀行では14.0%、信用金庫では8.8%、信用組合では11.1%にすぎず、顧客への周知をあえて避けているといっても過言ではない(甲A130・6頁)。

また、個人から旧姓口座開設等の申込みを受けた場合であっても、その背景・理由や特段の事情を慎重に確認して、安易に旧姓口座開設を認めない姿勢をとっており(甲A130・7頁)、旧姓による預金口座開設等をすることは実際には容易ではない。

(3) 旧姓口座の拡大が難航する背景

金融機関において旧姓口座の利用拡大が難航する背景には、上記(2)記載の回答理由にもあるとおり、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止対応への懸念がある。

マネーロンダリング(資金洗浄)対策を審査する国際組織「金融活動作業部会」(FATF)は、2021(令和3)年8月、対日審査の結果として、小規模な金融機関などの対応が不十分であるとして、実質不合格の判定結果を示した(甲A131・日本経済新聞2021年8月30日記事)。

このように、日本におけるマネーロンダリング対策が十分でない状況下において、個人にとっても銀行にとっても通称は本人確認についての不安や負担がある。ダブルネームの悪用の危険もある旧姓口座の拡大の政策を進めることは、「個人認証の厳格化に逆行」するのではないかとして、国会においても批判され、本当に旧姓の通称使用の拡大だけでいいのかと指摘されている(甲A132・参議院内閣委員会会議録第6号2022年11月24日・9頁及び11頁杉尾秀哉発言)。

このような状況であるため、上記（１）のような政府の要請はあるものの、旧姓口座の拡大は難航しているのが実情である。旧姓口座を持つことができない場合、仕事は旧姓で行っても、その報酬等は仕事の相手方が知らない名義（戸籍名）の口座への送金を依頼しなければならないといった事態が発生している。また、旧姓口座を認める銀行等においても、その利用可能範囲は限定され、外国送金等海外とかかわる取引は旧姓では行えない。

4 証券会社での取引等における通称使用の現状

上記３（１）のような政府の旧姓口座対応の要請にもかかわらず、いずれの証券会社も旧姓名義の口座開設には全く応じていない。

株式・投資信託・国債・社債・iDeCo等はいずれも戸籍名でしか購入・売却できない。もちろん、海外株式の購入など海外商品の取引はおよそできない。株主等の権利の管理を電子的に行う証券保管振替制度は戸籍名のみで電子的に管理されている。2024（令和6）年開始の新NISAも当然戸籍名のみで管理されている。株主としてのさまざまな権利行使も戸籍名でしか行えない。

一人の個人を単一の名称（戸籍名のみ）で管理しなければ、名寄せができず、適切な課税ができず、不正な取引・マネーロンダリング・脱税を防止することができないので、当然の対応でもある。

5 民間取引等における通称使用の現状

（１）クレジットカード

2024（令和6）年6月、原告ら代理人は、クレジットカード会社3社に対して、旧姓併記の運転免許証や旧姓併記のマイナンバーカード

を保有しており、かつ、旧姓名義の銀行口座を有する者が、クレジットカードを作成する場合に、旧姓名義のクレジットカードを新規に作成することができるか否かの調査を行った。また、その際、個人名義でクレジットカードを作成する場合と、旧姓を職務上の氏名として使用することが認められている弁護士資格を有する者が事業用（ビジネス）クレジットカードを作成する場合の2つの場合について調査した。

結論としては、いずれの場合についても、旧姓名義でクレジットカードを新規作成することはできず、戸籍名でしか作成できないとのことであつた。なお、回答した6社のうち4社（三井住友カード株式会社、三菱UFJニコス株式会社、株式会社クレディセゾン、三井住友トラストクラブ株式会社）は、一般の事業用（ビジネス）クレジットカードとは別に、全国弁護士協同組合連合会と提携して弁護士専用の事業用（ビジネス）クレジットカードのサービスを提供しているにもかかわらず、やはり、他の2社と同様、旧姓名義でのクレジットカード作成を認めておらず、戸籍名での作成しか認めないとのことであつた。

すなわち、職務上の氏名及び銀行口座名義が「旧姓のみ」で一致している場合でも、事業用クレジットカードは戸籍名になるのであり、利用者及びクレジットカード会社双方にとって、口座名義とクレジットカード名義の不一致という混乱及び同一人物であることの説明・確認を要するという弊害を生じさせている（以上につき、甲A133・弁護士大谷秀美作成に係る調査報告書（クレジットカードについて））。

（2）住宅ローン（金銭消費貸借契約）

上記2（6）に記載のとおり、不動産登記簿においては、2024（令和6）年4月1日から旧姓併記ができるようになった。

しかし、原告ら代理人による金融機関（みずほ銀行、住信SBIネット銀行、東京スター銀行）に対する調査によれば、住宅ローンに関する金銭消費貸借契約を旧姓で締結することは不可能である（甲A134・弁護士大谷秀美作成に係る調査報告書（住宅ローンについて））。

（3）生命保険契約

生命保険の旧姓での契約の可否にかかる2024年の原告ら代理人による大手生命保険会社8社に対する調査によれば、回答が得られた4社のうち1社のみ、マイナンバーカード等の公的証明書に旧姓併記がされていれば、旧姓での契約締結が可能であるとの回答があったが、他3社はいずれも、旧姓での契約は不可であり、戸籍名と旧姓が併記された名義での契約締結も不可との回答であった（甲A135・弁護士久道瑛未作成に係る調査報告書（生命保険））。そのうち1社は、不可の理由として、「過去の保険金・給付金支払い履歴や、反社会的勢力の該当有無等を確認」する必要があることを挙げている（甲A135・別紙4）。

生命保険契約においても、身分確認の必要性の高さから、旧姓の通称使用を認めることは難しいことがわかる。

（4）携帯電話の契約

株式会社NTTドコモでは、旧姓併記の運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類が確認できれば、旧姓名義での契約は可能である。

一方で、ソフトバンク株式会社では、旧姓併記の本人確認書類があっても、新規の契約は戸籍名でしか締結できない。

KDDI株式会社では、旧姓併記の運転免許証やマイナンバーカード

などの本人確認書類が確認できれば、旧姓名義での契約は可能だが、新規契約を一律に認めるものではなく、支払手段の名義と一致していない場合には認められないなど限定的な扱いである（甲A136・弁護士大谷秀美作成に係る調査報告書（携帯電話について））。

6 外国での旧姓の通称使用の現状

(1) パスポートに関する現状

ア パスポートへの旧姓併記件数

外務省は、2021（令和3）年4月以降の申請について、パスポートへの旧姓併記に関する従前の非常に厳格な要件を緩和した（甲A137・外務省報道発表「旅券（パスポート）への旧姓併記について」）。

2021（令和3）年4月から2023（令和5）年9月までの間における、別名併記されたパスポートの発行数は、1万1000件である（甲A138・外務省領事局旅券課からの回答）。別名併記には、二重国籍や国際結婚等の事情によるケースも含まれるため、そのすべてが旧姓併記による件数とはいえないが、約1年半の間に1万1000件もの別名併記が新たに認められていることは、海外においても旧姓を通称使用することを望む人の多さ、ひいては、それだけ氏名に関する人格的利益の重要性が高まっていることを示している。

イ パスポートへの旧姓併記の態様・実態について

パスポートは、国際民間航空機関（ICAO）文書という国際標準に準拠して作成されており、日本独自の改良が不可能である。そのため、旅券面には戸籍名が記載され、別名は、戸籍名に続けて、括弧書きで併記される。この別名併記はICAO文書には規定されていない例外的な

措置であるため、ICチップ及びMRZ (Machine Readable Zone、機械で旅券情報を読み取るために身分事項頁の下段に印字されているコード) 部分には記録されない(甲A138)。

そのため入国審査の際は必ず戸籍名の提示が必要となる(甲A139・日本経済新聞2016年5月14日記事)。

(2) 外国での通称使用の弊害と限界

ア 外国では戸籍名を使わざるを得ないこと

日本人が海外で活動する際、最も重要かつ基本的な本人確認書類はパスポートである。そのため、外国では、原則として、パスポートに記載された戸籍名が本人の氏名として用いられ、旧姓を通称として使用することは想定されていない。

その理由は、①パスポートのICチップには戸籍名しか記録されない結果、入国審査に必要であるビザや、そこから派生する外国での活動も戸籍名で行う必要があること、②夫婦同氏が強制されていない外国では、旧姓を通称として使用する必要が基本的にはないため、旧姓の通称使用が理解されづらいこと、③外国では結合氏は珍しくないものの、結合氏は日本のパスポートにおける旧姓のように氏を括弧の中におさめてしまう扱いをしないので、括弧内表記が理解されづらいことなどにあるといわれている。

そのため、ひとたび外国に出ると、パスポートのICチップに登録された戸籍名を使わざるをえないことが多くなる。

上記によって生じる不利益や限界につき、以下、場面ごとに分けて述べる。

イ 入国時に生じる不利益・限界について

旧姓の通称使用に伴う不利益は、外国に入国するときから始まる。

例えば、旧姓併記のパスポートで入国審査を通過しようとする場合、パスポートの I C チップが読み込まれると戸籍名が表示される一方で、パスポートの券面上は旧姓が併記されているため、異なる名前が 2 つ存在する理由や危険人物ではないことを自ら説明しなければならないなどのトラブルが生じ得る（甲 A 5 4 ・別紙）。こうしたトラブルは、入国時だけでなく、その後の滞在中も引き続き生じ得る。

ウ 就労・留学で生じる不利益・限界について

国連をはじめとする国際機関、海外民間企業での就労、海外教育機関への入学においては、法律上の氏名である戸籍名しか認められない（甲 A 5 4 ・別紙）。

この場合に起きる重要な不利益の一つは、キャリアの断絶である。

日本では、仕事上、旧姓を使用できる場面が一定程度広がっていることから、旧姓でキャリアを積んできた者も少なくないし、旧姓で学位等を取得していることもある。しかし、これらの実績を基に、海外の採用試験や入学試験等を受ける段階になると、上記のとおり応募する際に記載する氏名には戸籍名を用いざるを得ないため、日本において旧姓で培ってきたこれまでの自身のキャリアを海外の採用試験や入学試験等で利用することが非常に困難になっている。

さらに、海外での就労や入学が叶った場合でも、そこで使用が認められる氏名は戸籍名なので、海外では、戸籍名でしかキャリア形成や学位等の取得ができない。これによって、日本において旧姓の通称使用をしていると、海外において培った実績を日本で利用することも非常に困難

となり、社会的実績の形成が旧姓と戸籍名で断絶してしまうという問題が生じる。

エ 海外での日常生活において生じる不利益・限界について

海外での日常生活においても、旧姓の通称使用の不利益や限界がある。

例えば、銀行口座や電気・ガス・水道・電話などのライフラインはすべて、パスポートに記載され I C チップに登録された戸籍名や、そこから派生する外国での公的身分証に紐付いているため、銀行口座の開設、電気・水道・ガス・電話などのライフラインに関する契約なども、戸籍名でしかできないという事態が発生する。

そして、旧姓が使えないという不利益を超えて、例えば、アメリカでは、パスポート、銀行口座、ソーシャルセキュリティカードなどにおける旧姓併記の有無や旧姓の記載方法がそれぞれ異なっていると、名前の統一がされていないという理由で、運転免許証を取得することができないことさえある（甲 A 1 4 0・現代ビジネス「パスポートの『旧姓併記』で途方もない苦労が発生した既婚女性の憂鬱」と題する記事）。

オ 海外出張等などの短期渡航において生じる不利益や限界について

旧姓の通称使用によって、海外短期渡航時にも、ホテル、渡航目的である国際会議や施設への訪問などにおいてトラブルが生じることがある。例えば、ホテルに宿泊する際には、本人確認書類として提示したパスポート上の戸籍名と予約名義（旧姓）が異なることに伴い、異なる氏名が2つ存在する理由や危険人物ではないことを自ら説明しなければならないという事態が生じ、予約名義と一致しないという理由で宿泊を断られる場合もある（甲 A 5 4・別紙）。

また、ホテル宿泊時をはじめ、外国滞在中の支払がクレジットカードで行われることも多いところ、クレジットカードの名義が予約名義と異なる場合、犯罪者であると疑われることもある。

さらに、渡航目的である国際会議や施設への訪問を行う場合、入館・入室の際に、パスポートなどの本人確認書類を提示するよう求められることがある。一般に、国際会議等のセキュリティ対策は日本より各段に厳しい。ホテル予約と同様に、そこでも、異なる氏名が2つあることについての説明を求められ、その理由や危険人物ではないことの説明をしなければならない（甲A54・別紙）。

カ 小括

以上のように、すでに（選択的）夫婦別氏が認められている外国では、旧姓をあえて通称として名乗ることに理解を得にくく、旧姓を通称使用することができない場面が多い。そのような中で旧姓を使用しようとするれば、数多くの手間・負担・時間を都度個人で負わねばならないという不利益が常に生じることになる。

これらの不利益については、2019（平成31）年4月24日に開かれた内閣府の男女共同参画会議重点方針専門調査会における外務省旅券課によるパスポートへの旧姓併記にかかる検討報告の中で、具体的に指摘されていた（甲A141・重点方針会議専門調査会（第19回）議事録抜粋）。これらの限界及び個人に転嫁されたさまざまな不利益は、旧姓併記によって別姓が認められない欠陥を補うというその場しのぎの施策によって生じたものである。

日本政府がコストをかけて推し進めたパスポートへの旧姓併記制度によっても、外国では結局のところ、戸籍名を使わざるを得ないことが明

らかとなり、通称使用の限界が露呈している。こうした限界を有する通称使用は、海外での日本人の活躍を大きく制約するものである。

なお、上記アないしオに記載した不利益や限界に関しては、陳述書その他の資料等により、追ってさらなる立証を行う予定である。

第3 通称使用は不安定かつ限定的であり、重大な不利益の解消にはならず、新たな弊害も生じさせていること

1 旧姓の通称使用は法的根拠がなく不安定かつ限定的であること

(1) 旧姓の通称使用には法的根拠がないこと

旧姓の通称使用はあくまで任意の便宜的な措置にすぎず、職場や取引相手等の他者の許諾の下で使用できるにすぎないものであるため、手段・方法として極めて不安定なものである。前述のとおり、マイナンバーカード、運転免許証等の自らの身分を公証・証明する書類等において、希望すれば旧姓の併記・付記が可能になったが、職場や取引相手等の他者に対して旧姓の通称使用を認めさせる法的根拠はなく、結局、相手方の裁量・価値観等に委ねられている。

この点、平成27年大法廷判決の岡部・櫻井・鬼丸意見でも「通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が決まっているわけではな」と指摘され、また、同木内意見では「法制化されない通称は、通称を許容するか否かが相手方の判断によるしかなく、氏を改めた者にとって、いちいち相手方の対応を確認する必要があり、個人の呼称として大きな欠陥がある」と指摘されたとおりである。

(2) 旧姓の通称使用の許否の実情は不安定かつ限定的であること

実際、第2で詳述したとおり、勤務先、各取引場面その他さまざまな

社会活動において、旧姓の通称使用が認められない場面は多々存在する。

例えば、2024（令和6）年5月の調査では経団連会員企業のうち90%が旧姓の通称使用を認めているが（甲A91）、残りの企業では未だに旧姓の通称使用が認められていない。さらに、経団連会員企業以外の企業についても対象にした2016（平成28）年度の内閣府委託調査「旧姓使用の状況に関する調査報告書（概要版）」（甲A115）によると、「何らかの形で旧姓使用を認めている」企業は49.2%であり、調査対象企業の半数以上で通称使用が認められていなかった。企業規模が小さい企業ほど、通称使用が認められていない状況にある。また、旧姓の通称使用を認める企業であっても、全ての場面で旧姓の通称使用が認められるわけではない。2016（平成28）年度の内閣府委託調査「旧姓使用の状況に関する調査報告書（概要版）」（甲A115）によると、「旧姓使用を認めている」又は「条件付きで旧姓使用を認めている」企業における旧姓を認めている範囲についての回答として、「辞令、社告」は43.4%、「論文、執筆原稿」は23.0%、「プレスリリース等の対外的な公表資料（役員人事や新サービスのお知らせ等）」は21.1%といった割合が示されている（甲A115・8頁）。辞令のような企業内での正式な手続や、プレスリリースのような正式な対外的発表といった、特にその内容と個人の人格が密接に結びつく場面でも、低い割合でしか旧姓の通称使用が認められていないことがわかる。この点は、2024（令和6）年の経団連会員企業に対する調査によっても同様の傾向がうかがえ、旧姓使用を認めると回答した企業においても、税や社会保険の手続書類に限らず、「人事部門が管理する社員名簿の姓」「（顧客等に対し）資格者であることを示す標識（宅建士等）」「契約書や登記など公的な書類上の姓」等の業務上重要な場面において、旧姓使用

が認められにくい傾向があることが判明している（甲A91・3頁）。

また、日常生活に身近で重要な種々の取引、すなわちクレジットカード、住宅ローン、生命保険、株式・国債をはじめとする債券購入の契約等は、取引相手である企業によって対応が異なるとともに、戸籍名での取引・契約しか認めない例が多い（上記第2の3～5参照）。

さらに、通称使用拡大を呼びかけたはずの国・行政機関自身においても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記は認めたものの、年金・介護保険・納税・税還付・選挙管理・各種手当や給付金の支給・その他膨大な行政事務において、旧姓併記を認めず、もっぱら戸籍名のみで管理している（甲A125・世田谷区「照会事項に対する回答」）。

これらはまさに、場面や相手によって旧姓の通称使用の許否が異なるものであり、旧姓の通称使用が不安定かつ限定的なものであることを如実に示している。

（3）旧姓の通称使用を実現するための負担は当事者が負うしかないこと

対外的場面ないし対外的取引において、旧姓の通称使用を希望するものの相手方がこれを認めない場合、通称使用を希望する当事者は、自ら取引相手、勤務先などの相手方ないし行政機関などと交渉・協議していくしかない。すなわち、旧姓の通称使用を実現するための負担は、当事者自身が負うこととなる。

それでも、相手方ないし行政機関が通称使用を認めない場合、当事者には、通称使用ができない不利益を甘受して戸籍名の利用を受け容れるか、あるいは、法的手段をとるという過酷な選択肢しか残されていない。

これまでも、以下に挙げるとおり、旧姓の通称使用を求めてやむなく法的手段に及んだ例がある。しかし、裁判所は、多くの例において、旧

姓の通称使用を法的な権利とは認めず、訴えを棄却してきた。また、和解をして結論的に旧姓の通称使用が一部認められた事例も存在するものの、提訴から数年単位での時間が経過しており、当事者にとって、旧姓の通称使用を求めて法的手段をとることには、多大な手続的負担がかかることは言うまでもない。ましてや、勤務先などとの法的紛争は、当事者にとって、経済的コスト・時間的コストだけではなく、精神的にも多大な負担がある。

ア 国立大教諭通称使用裁判

1988（昭和63）年、国立大学の女性教諭が旧姓の通称使用を求めて国を提訴したが、1993（平成5）年、東京地裁は訴えを棄却（東京地判平成5年11月19日判時1486号21頁）、提訴から10年後の1998（平成10）年、控訴審でようやく旧姓の通称使用を認める項目などを合意する和解が成立した。

イ 女性取締役通称使用裁判

それまで旧姓を通称使用していた女性取締役に対し、会社が戸籍名を使用することを命じたことについて、当該取締役が精神的苦痛に対する慰謝料を請求した件において、2001（平成13）年、大阪地裁は、慰謝料請求を認容した（大阪地判平成13年3月29日労働判例829号91頁）。

ウ 男性元高校教諭通称使用裁判

2012（平成24）年、男性の元高校教諭が教員異動の新聞発表において旧姓の通称使用が認められず戸籍名が用いられたことによって精

神的苦痛を被ったとして、神奈川県を提訴した。2013（平成25）年1月、神奈川県は旧姓使用取扱要綱を作成し、同年6月には和解が成立した。

エ 私立学校教諭通称使用裁判

長年勤務する私立学校に婚姻を届け出たところ、戸籍名を使用することを命じられたため、旧姓の通称使用を求めて提訴した件において、2016（平成28）年、東京地裁は請求を棄却（東京地判平成28年10月11日労判1150号5頁）、東京高裁において旧姓使用を認める範囲を合意するなどの内容の和解が成立した。

2 通称使用によって不利益は解消されていないこと

(1) 公的証明書における旧姓併記の方法

公的証明書における旧姓併記等による旧姓の通称使用の広がりや、アイデンティティの喪失という重大な不利益を解消するものとはなり得ない。

マイナンバーカード、運転免許証、各種登記簿謄本への旧姓併記の方法は下記のとおり、あくまでも副次的なものとして括弧書きの中に記載されているのみである。

マイナンバーカード	甲野〔乙原〕花子（甲A124）
運転免許証	甲野花子〔乙原花子〕（甲A126）
商業登記簿	甲野花子（乙原花子）（甲A142）
不動産登記簿	甲野花子（乙原花子）（甲A127）

この記載方法は、戸籍上の氏が本来の正しい氏であり、括弧内の旧姓は本来の氏として扱われない二次的なものであることを、かえって印象

づけ、強調するものとなっている。

住民票や印鑑登録証明書に至っては、「氏名」欄に戸籍名が記載された上で、その下の「旧氏」欄に旧姓のみが記載されるにすぎず（甲A124）、旧姓が名前と一体としての「氏名」としてすら記載されておらず、併記というより旧姓の単なる「付記」とでもいうべきものである。

氏名	甲野 花子
旧氏	乙原

このような記載方法は、旧姓を単なる記号的な記載事項として扱うものであり、括弧書きによるよりもさらに、旧姓を本来の氏名として扱っていないことを印象づけ、強調するものといえる。

このような旧姓の「併記」や「付記」は、戸籍名に付随するものに過ぎず、旧姓単独での使用を可能とするものでもないから、アイデンティティの喪失という、婚姻による氏の変更に伴う本質的な不利益は緩和されない。

（２）「通称」であること自体の限界

前述のとおり、対外的場面・取引における旧姓の通称使用は不安定かつ限定的なものであり、口座開設、住宅ローン、金融商品取引、生命保険契約など、社会生活における重要な権利義務が生じ得る取引・法律行為の場面であればあるほど、戸籍名でなければ認められない取扱いが多いというのが実情である。そのような取扱いの一つ一つが、当事者にとっては、社会的な「本来の氏」は戸籍名であることを突き付けられる場面となっている。

当事者が通称使用によってカバーされない不利益を感じていることは、各種世論調査によっても示されている。

例えば、内閣府による2021（令和3）年の「家族の法制に関する意識調査」によれば、婚姻に際して氏を変更することによって「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた人のうち、59.3%の人が「通称を使うことができて、それだけでは、対処しきれない不便・不利益があると思う」と答えている（甲A143・8頁）。

また、経団連が2024（令和6）年に会員企業の女性役員を対象に実施した調査においては、回答者のうちの88%が、通称使用が可能である場合でも「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」と回答している（甲A91・8頁）。

令和3年大法廷決定の宮崎・宇賀意見が、「旧姓使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではない」と強調するとおり、氏名の継続利用によるアイデンティティ及び人格的利益の維持は、「旧姓のみ」で制限なく社会活動を行えることでしか保たれない。しかし、旧姓が「通称」である限り、旧姓が使用できる範囲と戸籍名の使用が強いられる場面との線引きの問題が存在し続ける。この「通称」という事柄の性質上、アイデンティティの喪失及び人格的利益が毀損されるという不利益を解消するものにはなり得ないのである。

そもそも、婚姻による氏の変更に伴うアイデンティティ喪失という不利益は、対外的取引の場面にのみ表象されるものではない。むしろ、専業主婦・専業主夫のように、職場などで旧姓を通称使用する場面がなく、対外的に通称使用する機会が少ない当事者においては、自身の氏名として社会的に存在するのは戸籍名のみである状態が続くのであって、アイデンティティの喪失はさらに深刻なものと言い得る。

(3) 事実婚を選択するカップルの存在が通称使用によって不利益が解消されていないことを示していること

令和3年大法廷決定の宮崎・宇賀意見が指摘するとおり、「婚姻をしようとする者のいずれも自らの氏を変えることによって生来の氏名に関する人格的利益を失うことに耐えられず事実婚を選択するケース」、また、それだけでなく、「婚姻している夫婦が婚姻によって氏を変更した当事者の氏を生来の氏に戻すことだけを目的として婚姻の実態を変更する意思はないのに離婚届を出して形式的には離婚するケースも散見されるようになって」いる。このことは、当事者にとって、通称使用では解消できない重大な不利益があることを示している。

(4) 小括

以上のとおり、旧姓の通称使用においては、それが「通称」であるという性質上、当然に、戸籍名の使用との線引きという問題が常に付きまとう。そのような通称使用によって、婚姻による氏の変更に伴うアイデンティティ及び人格的利益の毀損・喪失という重大な不利益が緩和されることがないことは、世論調査、事実婚を選択する者の存在など、これまで述べてきたところからも明らかである。

3 通称使用によって生じる新たな弊害・不利益

(1) 当事者にとっての膨大な手続と精神的苦痛

婚姻に際して氏を変更した者は、勤務先や取引において旧姓の通称使用が認められる場合であっても、戸籍名の変更及び通称使用希望の申告をしなければならない。その際、どの書類・どの場面で「戸籍名のみ」「戸籍名と旧姓の併記」「旧姓のみ」となるのかを一つ一つ確認し、そ

れに応じた申請を行い、ときには交渉した上で、それらの区別を自ら管理し、戸籍名と通称名との使い分けを永続的に行っていかなければならない。

上記1（2）で述べたとおり、2024（令和6）年の経団連の調査によっても、税や社会保険の書類に限らず、「出張時の航空券や宿泊予約時の姓」「出退勤時の姓」「人事部門が管理する社員名簿の姓」「内線番号簿の姓」「メールアドレスの一部に姓を入れる場合の姓」「（顧客等に対し）資格者であることを示す標識（宅建士等）」「契約書や登記など公的な書類上の姓」「その他」と、場面ごとに旧姓の通称使用の可否が異なることが明らかにされている（甲A91・3頁）。

婚姻に際して氏を変更した場合、運転免許証等の各種証明書などの名義変更手続きだけでも膨大な量の事務が必要であるところ、それに加えて生じることとなる旧姓を通称使用するための手続は、「煩雑」という言葉では表現しきれない。旧姓の通称使用が可能な範囲を確定させるために確認・交渉をしていく過程においては、勤務先・相手方から旧姓の通称使用を拒否されることもあり得るのであり、そこには強い精神的負担・精神的苦痛を伴う。

（2）管理者にとっての管理の煩雑さとコスト

旧姓の通称使用は、人事の管理者側にとっても極めて負担が大きい。国、自治体、民間企業いずれにおいても、給与関係書類、税務関係書類、年金関係書類、人事関係書類等については、ほとんどの場合、戸籍名でシステム管理されている。そのため、雇用者側においては、戸籍名と旧姓の2つの氏を管理することが求められ、管理するための労力がかかるにとどまらず、管理のためのシステム改修に伴う費用などのコストも生

じている。

このことは、内閣府の調査において、旧姓の通称使用を認めない理由として、企業が、「人事関連の手続きが煩雑になるため」、「給与等の支払関連の社内手続きが煩雑になるため」といった理由を挙げていることから裏付けられる（甲A115・内閣府「旧姓使用の状況に関する調査報告書」2016（平成28）年度調査）。経団連の調査においても、「照合作業の手間」、「社員の混乱」、「システム対応」が、旧姓の通称使用を認めることで企業が直面する問題として挙げられている（甲A91・4頁）

また、旧姓の通称使用に際しては、企業内部での管理だけでなく、企業が対外的に手続を行う場面においても手続的コストが生じる。例えば、企業が行政に提出する書類については、関係する役所に対して通称使用の可否を事前に確認する必要に迫られる。登記申請書ひとつをとってみても、商業登記の役員欄においては旧姓併記が可能であるとはいえ、取締役変更登記申請書における申請人としての代表取締役の氏名は旧姓のみで足りるのか、戸籍名と旧姓の併記が必要か、あるいは戸籍名のみでなければならないかなど、細かい事前確認が都度必要になるのである。そのこと自体、煩雑で無用な手間を生じさせている。

なお、国と自治体は、前述の住民票等の旧姓併記のためにシステム改修を行ったが、総務省によれば、平成29年度及び平成30年度の執行額の総額は175億円以上にも及んでいる（甲A・144・総務省行政事業レビューシート「女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に必要経費」平成31年度）。

（3）混乱・トラブルなどを誘発すること

旧姓の通称使用は、戸籍名と旧姓の2つの氏を使い分けるものであり、本人、管理者、周囲の者にとって、どの場面でどちらの氏を用いるのかについての混乱を生じさせ、ミスやトラブルを誘発している。

例えば、金融機関において旧姓で預金口座の新規開設ができる場合であっても、利用者や金融機関にとってリスクや不便を伴う。全国銀行協会のホームページには、旧姓口座について、金融機関の破綻の際のペイオフ保証に関して戸籍名と口座名が違えば本人とみなされない場合があること、定期預金を解約する際に本人確認が必要となることなどが警告されている（甲A145・全国銀行協会「結婚に関する口座の手続き」）。

また、前述のとおり、パスポートには旧姓併記が認められるようになったものの、ICチップ・MRZ部分には戸籍名のみが記録される。外国では旧姓の通称使用や旧姓併記が一般的なことではなく、本人確認のためにはパスポートに記録される戸籍名を用いることとなる。そのため生じる具体的な不利益については前述したとおりであり、違法性を疑われたり、各種契約を拒否されたり、ホテルへの宿泊すらできないといった具体的かつ深刻なトラブルが生じる事態となっている。

（4）プライバシーの不必要な開示

旧姓の通称使用や公的書類への旧姓併記は、婚姻・離婚の事実及び配偶者の氏というプライバシー情報を絶えず不必要に開示するものであり、当事者は深刻な不利益を被る。

前述のとおり、2015（平成27）年から法人登記簿の役員欄や清算人欄において、戸籍名に付随して旧姓を括弧書きで併記することができるようになったが、誰でも閲覧撮影が可能な法人登記簿、法人のホームページ及び株主全員に送付される株主総会の招集通知等によって、役

員個人の婚姻の事実及び配偶者の氏までが公開されることがある。株主総会の招集通知では、旧姓の役員名の記載に注として業務上一切使用しない戸籍名が記載され、それがネット上に引用され、公表されるケースが少なくない（甲A146・東映「第101期定時株主総会招集ご通知」42頁（※黒塗り部分は戸籍名が記載されている））。

2024（令和6）年、日本取締役協会は、「コーポレート・ガバナンスの強化のためには、女性の社会進出、取り分け、経営の意思決定を担う取締役や経営幹部になる女性の比率を高めることが強く望まれる。」（甲A147・「異なる選択を許容し尊重する社会の実現に向けて」）と提言しているが、このような中途半端な「旧姓併記」制度では、女性の進出における障害が取り除かれたとは言い難い。

実際、2022（令和4）年、業務において旧姓を通称使用する女性弁護士が、弁護士法人の役員登記に旧姓のみでの記載が認められないことはプライバシー侵害であるとして、京都法務局に対し、旧姓のみの登記を認めない処分の取り消しを求めて審査請求を申し立てたケースも存在する。当事者にとって、職務上の場面において不必要に私生活の情報が開示されることが深刻なプライバシー侵害であることに疑いの余地はない。

このことは、令和3年大法廷決定の宮崎・宇賀意見が「婚姻は私的な事柄であり、プライバシーに属する情報である。当事者がそれを公表することは自由であるが、当事者が公表したくないにもかかわらず、それを公示することは、プライバシー侵害となり得る」と指摘し、同決定の草野意見が「婚姻しているか否かという事実は、年齢、出身地、学歴などと並ぶ重要な個人情報であり、そうである以上、婚姻していることを秘匿したいと望む者がいるとすれば、その要求は尊重に値する」と指摘

するとおりである。

(5) 小括

上記(1)～(4)において述べてきたとおり、旧姓の通称使用は、夫婦同氏制度による不利益の一部を一定程度緩和しうるとしても、不利益を解消することはないだけでなく、新たな弊害・不利益を生じさせるものである。

このことについては、2001(平成13)年6月29日、内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会においても、「旧姓使用を広く浸透させるためには、相当のコスト、労力等を伴う」「行政関係の文書に限っても所管省が多岐にわたっており、足並みをそろえた対応が困難(旧姓使用を部分的に認めることは、却って他の手続との関係で混乱を生じさせるおそれ。)」等の意見が述べられている(甲A148・2001(平成13)年6月29日内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会議事録)。

また、2001(平成13)年10月11日、同会は「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を公表し、そこでは「今後旧姓の通称使用の範囲が拡大したとしても、長期間保存される公的書類においては戸籍名と異なる通称使用に限界がある。また、通称名と戸籍名の使い分けに伴う混乱等はなお存在する。」との懸念も明示されていた(甲A149・内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」平成13年10月11日・5～6頁)。

すなわち、通称使用に新たな弊害・不利益等が伴うことは、内閣府の上記審査会も認めるとおり、避けられないことであり、また、国側は当然にそのことを認識していたものである。

第4 旧姓の通称使用の拡大は夫婦同氏制度の不合理性を基礎づけるものであること

1 旧姓の通称使用の拡大は夫婦同氏制度の合理性を基礎づけないこと

平成27年大法廷判決は、夫婦同氏制度がもたらす様々な不利益について、「氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」と指摘する。しかし、そもそも婚姻の際に氏を変更することを望んでいなかったが、婚姻するためにやむを得ず氏を変更した者からすれば、氏を変更したという事実からアイデンティティの喪失感を抱いているのであって、そのような喪失感は、一定の場合において旧姓の通称使用が認められ、婚姻前の氏を事実上名乗ることができることで補えるものではない。

また、上記第3で述べたとおり、旧姓の通称使用は、法的根拠がなく不安定かつ限定的なものであり、様々なコストや混乱も生じさせているが、それでもせめて旧姓の通称使用だけでも認めようという社会的な動きが広がってきているのは、それだけ、婚姻によってやむを得ず氏を変更することに伴うアイデンティティの喪失感や氏を変更する前とのキャリアの同一性確保の問題が大きいからである。

したがって、旧姓の通称使用は、夫婦同氏制度の不備を補うために、夫婦同氏制度の枠外で、事実上、任意に行われているものにすぎず、旧姓の通称使用がいくら広がりを見せようとも、それは夫婦同氏制度の合理性を基礎づけるものとはならない。

この点は、平成27年大法廷判決の岡部・櫻井・鬼丸意見も「そもそも通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の認識に支障があることを示す証左なのである。既に婚姻をためらう事態が生じている現在において、上記の不利益が一定程度緩和されているからといっ

て夫婦が別の氏を称することを全く認めないことに合理性が認められるものではない。」と指摘する。また、篠原永明甲南大学教授も「夫婦同氏制合憲判決は、氏を変更することに伴う人格的利益に関する問題の解決を通称使用へ丸投げしているが、通称使用では、氏に由来する『アイデンティティ』の保持という問題には答えられない。」(甲A150・「婚姻・家族制度の内容形成における考慮事項とその 具体的展開」甲南法学58巻3・4号111頁2018年)と批判しているところである。

2 旧姓の通称使用の拡大は氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものであること

むしろ旧姓の通称使用の拡大は、婚姻前の氏を維持することへの社会的要請の高まりを意味するものであり、それだけ氏名に関する人格的利益の重要性が高まっていることの証左である。

原告ら第1準備書面で主張したとおり、妊娠・出産後も就労を継続する女性の割合は、2015(平成27)年以降、急速に上昇している。専業主婦世帯は減少を続けていて、2023(令和5)年には、共働き世帯が専業主婦世帯の2倍を上回るようになった。女性の役員・管理職の割合が増加する動きも急速に進んでいる。一方、日本では男女ともに晩婚化も進んでいるため、婚姻の際には既に就労していて、婚姻により氏を変更し、妊娠・出産した後も就労を継続する女性の割合も増加している。

上記第2で整理した近年の旧姓の通称使用の拡大は、このような女性の就業率の上昇、共働き世代の割合の増加、晩婚化という状況を背景として、婚姻前の氏を維持したまま社会生活を継続することに対する社会的要請の高まりが反映されたものである。仮に、女性が婚姻後、妊娠・

出産すれば仕事を退職し、専業主婦となるという家庭が多数のままであれば、旧姓の通称使用が上記第2で整理したほどの広がりを見せることはなかったであろう。

よって、近年の旧姓の通称使用の拡大は、婚姻前の氏を維持することの人格的価値についての社会における認知の高まり、すなわち氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものとして理解されなければならない。

3 旧姓の通称使用の拡大は、氏の家族の呼称としての意義（対外的な公示識別機能）の希薄化を示すものであること。

平成27年大法廷判決の多数意見は「氏に、名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義がある」と指摘する。

しかし、家族であるという身分関係は、戸籍の記載内容でもって確認されることが一般的であり、氏が同じであれば社会的に家族であると扱われるものでもない。家族として社会的に認識されるかは、居住を共にしているかといった生活実態に依拠している場合が多く、氏の「家族の呼称としての意義」（対外的な公示識別機能）はそもそも非常に限定的である。

そして、その意義すらも旧姓の通称使用の拡大によって希薄化している。すなわち、上記第2で整理したとおり、旧姓の通称使用は、職場での呼称としても認められ、国家資格や国の機関における公的な文書の作成においてすら認められるようになっている。そのため、家族が社会の自然かつ基礎的な集団単位であるとしても、その家族の中で、夫婦が異なる氏（通称）を名乗って社会生活を送っていることは、もはや珍しい

ことではなくなっている。

よって、近年の旧姓の通称使用の拡大は、平成27年大法廷判決が判断の前提としていた氏の家族の呼称としての意義（対外的な公示識別機能）が希薄化しており、個人の属する集団を想起させるものとして氏を一つに定めなければならない合理性が失われたことを示すものとして理解されなければならない。

この点、令和3年大法廷決定で合憲意見を述べた深山・岡村・長嶺の補足意見も、「通称使用の拡大は、これにより夫婦が別氏を称することに對する人々の違和感が減少し、ひいては、戸籍上夫婦が同一の氏を称するとされていることの意義に疑問を生じさせる側面があることは否定できない」と述べ、旧姓の通称使用の拡大により、夫婦が氏を一つに定めなければならないことの合理性が揺らいでいることを認めている。

また、令和3年大法廷決定の三浦意見も、「通称の広がり自体、家族の呼称としての氏の対外的な公示識別機能を始めとして、夫婦同氏制の趣旨等として説明された上記の諸点が少なくとも例外を許さないという意味で十分な根拠とならないことを、図らずも示す結果となっている」と指摘するところである。

さらに、令和3年大法廷決定の宮崎・宇賀意見は、以下のとおり、平成27年大法廷判決が指摘する「家族の呼称としての意義」が旧姓の通称使用の拡大によって希薄化されていることについて、より具体的かつ詳細に分析している。

「旧姓の通称使用が国の機関における公的な文書の作成においてすら認められるようになったことは、平成27年大法廷判決で認められた夫婦同氏制の合理性の根拠を質的に希薄化させる重大な事情の変化であ

ると考える。(中略)そして、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制による氏の変更後の戸籍に記載されている氏名が、社会での使用に耐えない場合があること、言い方を変えると、夫婦同氏制による氏ではなく、生来の氏による氏名を使用しなければ、その個人が、氏を変更せずに婚姻した者であれば決して置かれることのない不合理で理不尽な状況に置かれ得ることについての社会における認知の拡大を意味している点は極めて重要である。特に国家機関において公的文書を作成する者が、その作成の責任の所在を明らかにするべき作成者の氏名として旧姓を使用することが認められたことは、…旧姓の方が夫婦同氏制の下で決められた氏よりも実質的な価値があり、国民との関係でも公的文書作成の責任者の個人識別に法的な問題を生じないことを国の機関が認めるに至ったという意味がある。そのことは、夫婦同氏制による変更後の氏が対外的公示という点では実質的価値が乏しいことが社会的にも認知されたことを示しているといえる。平成27年大法廷判決において夫婦同氏制の合理性の根拠とされた点は、主として氏が対外的に公示されることに合理的な意味を見いだすというものであったことからすると、旧姓使用の拡大の事実、夫婦同氏制の合理性の説明を空疎化し、夫婦同氏制自体の不合理性を浮き彫りにするものといえる。)また、旧姓使用が拡大するということは、…その結果、…夫婦同氏制によって決定された氏(戸籍上の氏)によって夫婦であることの公示や家族であることの公示がなされず、対外的には、氏が夫婦であること、家族であることの識別には使われないという実態が拡大する。(中略)このように、旧姓使用の拡大によって、夫婦同氏制の合理性の説明とは合致しない実態の広がりをもたらされ、夫婦同氏制の合理性が質的に薄弱化されていることは否定できなくなっている。」

4 小括

以上のとおり、旧姓の通称使用は、そもそもアイデンティティの喪失感を補うものとはならないものであるが、その旧姓の通称使用が、リスクや限界もある中でも広がりを見せているのは、氏名に関する人格的利益の重要性の高まりを示すものであり、また、氏の家族の呼称としての意義も旧姓の通称使用の拡大によって希薄化している。

よって、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦同氏制度の合理性を基礎づける事情とはならず、むしろ、婚姻するためにやむを得ず氏を変更した者が、不安定かつ限定的で弊害・不利益もある旧姓の通称使用に頼らざるをえない状況になっていること自体、夫婦同氏制度が別氏という選択肢を認めていないことが不合理であることを示している。

この点について、土井真一京都大学教授は、「通称使用（中略）の拡大は、家族関係の徴表機能など、夫婦同氏制を支える根拠の喪失を示す立法事実であるとともに（中略）、氏名の同一性を保持する人格的利益の重要性が高まっていることを示す憲法解釈の前提となる事実でもある。これらの事実は、夫婦同氏の立法政策上の当否のみならず、その合憲性の判断にも影響を及ぼし得るものである。」（甲A26・4頁）と述べる。

また、小山剛慶応大学教授は、「氏の変更を強いることにより生じる生活上の不利益の程度は、確かに、旧姓を使用する範囲が拡大するにつれ、軽減しうる。現在の日本では、運転免許証やパスポートを含め、旧姓の併記が認められている。ドイツの1988年決定は、出生氏を婚氏に前置することが法的に許されていることのほか、民法上も、旅券法や住民

登録大綱法のような公法上も、出生氏や職業名を使用ないし併記できる範囲が広がったことが主要な理由となっている。しかし、35年前に初めて氏名権を一般的人格権の一内容であるとしたこの判決の後、ドイツでは、晩婚化や再婚等による婚姻年齢の多様化など、氏名とアイデンティティとの結びつきは一層重視され、連邦憲法裁判所の2004年前婚氏判決や連邦通常裁判所の2020年の呈示決定は、その程度（原告ら代理人注：出生氏の婚氏への前置や併記等を指す）の不利益緩和では人格権侵害を正当化できるものではないとしている。通称使用の拡大は、日常生活における煩雑さの緩和や職業生活における継続性の維持には寄与するであろうが、人格権としての氏名権との関係では、通称は、正規の氏と質的に異なるものであり続ける。」（甲A43・22頁）として、ドイツの判例を紹介・引用しつつ、日本の平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定の通称使用についての判断を厳しく批判している。

以上